

V 学校防災計画

1 目標及び努力点

(1) 目 標

消防法第8条の第1項の規定に基づき、本校における防火管理に努めるとともに、児童及び教職員の人命救済や避難などについて適切な措置が日常的にできるようにすることを目標とする。

(2) 努力点

ア 防火管理の組織・運営の周知徹底を図り、全職員・児童の防火に対する意識を高める。

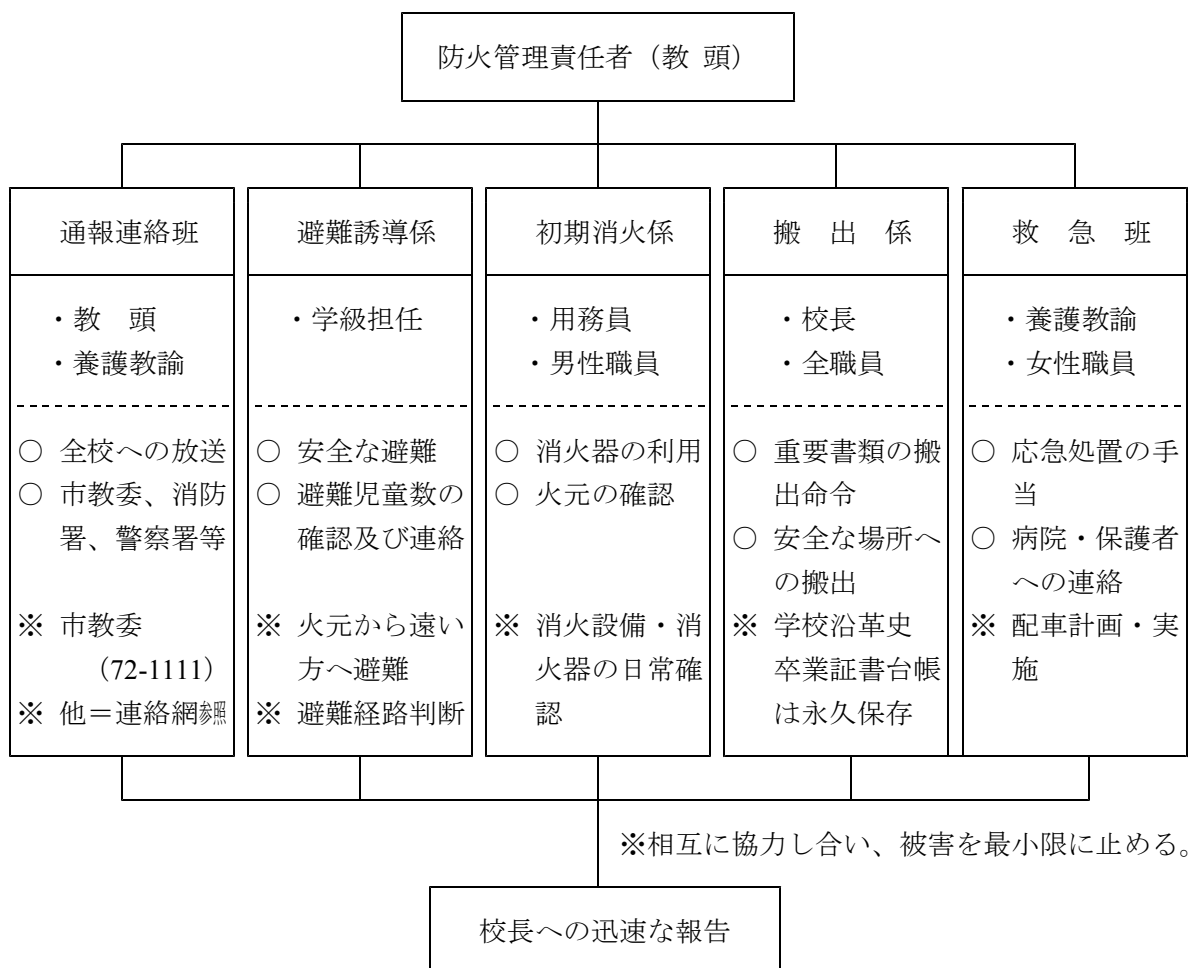
イ 日常的な火気の取り扱いに十分配慮し、防火に努めるとともに、防火施設・設備の定期点検及び整備に努める。

ウ 万一の火災・地震などの発生においては、人命救助を第一義に考えるとともに、迅速な諸手続きを行う。

エ 万一の火災に備えての非常時訓練を定期的に行い、自らの命を守る方法を習得させる。

オ 地域性を考慮し、津波・洪水・崖崩れ等についても迅速な防災措置を行う。

2 自衛消防の組織



3 防災計画

区 分	責 任 者	内 容
防災組織	教 頭	校長・教頭を本部とし、学校全体を指揮し適切な処理をする。
防災教育	生徒指導部	年間計画に基づき、火災・地震等の防災教育・訓練を実施する。
通信連絡	教 頭	敏速に消防署・警察署・市教育委員会、その他の関係部署に連絡する。
避難計画	生徒指導部	年間3回、火災・地震・防犯を想定した非常時訓練を実施する
非常持出	校 長 教 頭	常に非常持ち出し書類を整理し分担して敏速に持ち出す。
火気取締	教 頭 各責任者	火元責任者を明確にして、火気を厳重に管理する。
救援計画	養護教諭	全児童の避難を優先し、児童の管理を徹底し、非常の場合の救援に当たる。
そ の 他		避難場所は、運動場とする。 地震・津波の場合は市木神社へ避難する。 さらに高い場所への避難は市木神社の奥の山に避難する。